

障害児の早期療育制度と統合教育 に関する日米の比較研究

—初年度（平成5年度）報告書—

弘前大学教育学部

1994（平成6）年3月

研究組織—平成5(1993)年度—

氏名 (Name)	所属 (Position)	役割分担 (Division of Work)
KAKU Kazuko 加 来 和 子	弘前大学教育学部養護学科教室 Department of School Health Science, Faculty of Education, Hirosaki University	研究代表者。研究の総括。 統合教育実施校における 保健・安全担当(教育保健)
ANDO Fusaji 安 藤 房 治	弘前大学教育学部心身障害学科教室 Department of Education for the Handicapped, Faculty of Education, Hirosaki University	障害児の早期療育と統合 教育担当(障害児教育)
TOYOSHIMA Akihiko 豊 嶋 秋 彦	弘前大学教育学部心理学科教室 Department of Educational Psychology, Faculty of Education, Hirosaki University	健全児、教師の障害児イメ ージと人間観に関する調査 研究担当(教育心理学)
MATSUSHITA Kiyoko 松 下 清 子	弘前大学教育学部保健体育科教室 Department of Health and Physical Education, Faculty of Education, Hirosaki University	体育の統合学習指導 (保健体育学)
Robbie M. KENDALL ロビー M. ケンドール	テネシー大学マーチン校教育学部 School of Education, University of Tennessee at Martin	米国側研究計画の総括 (特殊教育)
Donald F. DeMOULIN ドナルド F. デモーリン	テネシー大学マーチン校教育学部 School of Education, University of Tennessee at Martin	障害児の教育制度, 統合教育担当(特殊教育)

目 次

	ページ
1. 研究組織の結成とテーマの合意に至るまで	加来和子 2
2. 目的及び計画, 活動	加来和子 3
3. テネシー大学マーチン校 (UTM) 訪問報告	松下清子 5
4. テネシー州における統合教育の実情	松下清子 11
写 真	17
5. UTM 教官による日本での障害児教育視察	加来和子 27
6. 講演「アメリカ社会と障害者」	ロビー M. ケンドール 29
概 要	安藤房治 30
7. 講演「アメリカにおける障害児教育—学校と教師の役割」 ..	ロビー M. ケンドール 31
概 要	加来和子 35
8. 障害児教育の対象に関する日米の相違	安藤房治 36
9. 統合教育に関する意識と自己効力—「日本 (弘前大学教育学部) 教員に対する質問紙調査」への覚え書き—.....	豊嶋秋彦 39
	ロビー M. ケンドール
	ドナルド F. デモーリン
10. 平成6年度 (2年目) の研究への展望	豊嶋秋彦 40

1. 研究組織の結成とテーマの合意に至るまで

加 来 和 子

本研究は、1993(平成5)年度を初年度とする3年計画の研究である。弘前大学とテネシー大学マーチン校(以後、UTMと略記)は1980(昭和55)年7月より姉妹提携をし、毎年多くの人材(学生、教官)の交流を行っている。UTMからは国際交流部長の他数名の教官が、また弘前大学からも数名の教官が訪問している。このような両大学の数年にわたる教官の交流の蓄積から、共同研究の計画が提案された。1991(平成3)年6月にUTM国際交流部長John Eisterhold氏を介して共同研究の可能性を打診したところ、UTM側の多くの機関から意欲的な参加の申し入れがあった。

同氏が来日した際に弘前大学国際交流委員長から来学を要請し、それらの申し入れをもとに、1991(平成3)年9月30日、教育学部の佐藤武司教授の全学教官への呼びかけの下に、本学において共同研究に関心のある教官が集まり、Eisterhold氏との懇談会が持たれた。弘前大学側の出席者は教育学部教官のみであったため、教育学部を中心に研究計画を進めることになった。

懇談会では文部省科学研究費補助金による「国際学術研究—大学間協力研究」の可能性について話し合われた。そこで「協力研究」について、「日本の大学が外国の大学との協定等に基づき、両者が対等の立場で適切に役割等を分担することを原則として、一定期間組織的に行う研究」であり、姉妹校関係にある両大学間で可能である旨が説明された。懇談会后、UTM側では協力研究に関心のある研究者を募り、それぞれの研究テーマを弘前大学側に伝えてきた。また、弘前大学側では、懇談会出席者が中心となって集まり、それぞれに異なる専門分野から取り組める共通の研究テーマを煮つめ、まず、「身体・健康を通して見た教育の効果的方法に関する日米比較—学校教育を中心として—」という研究テーマにして、参加する予定の教官の研究関心・内容を同年12月にUTM側に送付した。

1992(平成4)年3月30日付けで、UTM側より、関心を持つ研究者とそれぞれの研究関心・研究内容に関する資料が送付されてきた。この資料を弘前大学側で検討・協議した結果、障害児教育に関する研究にしぼった方が良いと考え、参加する最終メンバー4名(加来、安藤、豊嶋、松下)と本研究の題目を決定して、UTM側に送付し(5月1日)、同大学の同意を得た。その後、UTMから参加する研究者名(Dr. Kendall, Dr. DeMoulin)、履歴書および研究内容が送られてきた(5月11日)。これらの協議を経て、1992年5月下旬、平成5年度研究計画調書(新規)を文部省に提出し、認められて具体的に研究がスタートした。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、ご助言下さいました本学部技術科教室の佐藤武司先生、保健体育科教室の麓信義先生、養護学科教室の早川三野雄先生、また翻訳及び通訳他に親身にご協力、ご助言下さった英語・英文学科教室のJames N. Westerhoven先生に衷心よりお礼申し上げます。また事務手続きのご指導をして下さった庶務係長の岡本豊明氏、全般的なご協力を下さった学部長の水野裕先生、事務長の美濃又治次氏にも感謝申し上げます。また、本研究を支えてくださったUTM国際交流部部長のJohn Eisterhold氏、弘前大学国際交流委員会委員長のVictor Carpenter氏、教育学部国際交流委員長の野口伐名先生にお礼申し上げます。さらにUTMの二人の教授の訪問をご快諾下さった弘前市の小学校、青森県内の特殊教育諸学校、弘前市及び青森県教育委員会、弘前大学附属学校園の先生方に厚くお礼申し上げます。

2. 目的及び計画, 活動

加 来 和 子

研究の目的

日本の障害児教育はすでに110年以上の歴史をもち、養護学校の義務制の実施(1979年)に伴い制度面で徐々に充実してきているが、今、一つの大きな転換期にさしかかっている。

その一つは統合教育が要請されている点である。日本の障害児教育は学校教育法などの法レベルでは統合(インテグレート)されているが、障害児のための学校や学級は健常児とは別に設けられ、実態的には分離されたものとなっている。しかし、「教育上特別な取り扱いを要する」者の出現率は1967年では3.69%(就学率は約30%)と報告されているが、養護学校の義務制(1974)実施後の就学率の高まりにもかかわらず、今(1992)では盲・聾・養護学校及び特殊学級の在籍者の割合は義務教育段階の学齢児童生徒の約0.9%という実態がある。このことは、「教育上特別な取り扱いを要する」者が、通常の学級に多数在籍していることを示している。しかし、子供を普通学校・学級で受け入れて欲しい、学ばせたいと希望する障害児をもつ親と学校との確執が時々報道され、世間に問題を投げかけている。今後の児童生徒数の減少傾向にも拘わらず、事故や疾病・異常による何らかの障害をもって学校生活を送る児童生徒の割合は漸増傾向と考えられており、日本においても今後統合教育についての検討が求められることは必至である。ようやく1993年度から通常学級に在籍している軽度の心身障害児が障害に応じた特別の指導を特別の場(通級指導室)で受ける通級学級が制度化され、統合教育の条件も整備され始めたが、それはまだスタートラインにたったばかりである。

もう一つは、早期療育制度の確立である。養護学校義務制実施以前の1969年、特殊教育総合研究調査協力者会議は『特殊教育の基本的あり方について(報告)』で、心身障害児の早期発見、早期教育の必要性と特殊教育諸学校の幼稚部の設置、幼稚園への障害児の入園、早期からの相談・指導の体制の整備などを提起した。その後、幼稚部の設置、聾学校での二才児学級の設置、幼稚園での統合教育の促進など、早期教育の制度が整いつつある。しかし、現在では、地域の保健医療と教育の連携、保育所などの福祉施設との連携など、学校教育の枠を超えた障害児の早期教育の制度的整備が課題となっている。これらの実施には、実施に際しての制度上の問題、受け入れに至る経過、受け入れ側の対応や健常者の意識の調査、実施上の諸問題の検討、学校での健康管理や体育活動の在り方等多面的な基礎的研究が必要である。また、障害児をも含めた学級経営・学習指導ができる教員養成が求められ、具体的なカリキュラムや方法の検討が必要であると考えられる。さらに枠組を広げて、障害児ではないが学校への不適応を起こして保健室等を来訪する心因性の健康問題をもつ子どもの増加への対応にも、同様の考え方で様々な専門家が共同して解決にあたっている米国に学ぶ点が多い。

そこで本研究では、すでに先進的なプログラムを実施している UTM の研究者と共同研究を行い、日米の比較検討から日本における今後の具体的課題を見いだすことを目的とした。初年度の目的は、両大学・国の実情把握と資料、文献の収集、調査対象の選定である。

研究計画

(1) 全体の概要 3年間の計画は次の通りである。

- 1) テネシー州の障害児教育の実際を知るために平成5年度に弘前大学の研究者2名(加来, 松下)が訪米し, UTMの研究者と研究計画全体について打ち合わせ, 統合教育の実情を視察する。またUTMから2名の教官(Dr. Kendall—弘大・UTM交換教授制度による来日, Dr. DeMoulin)が来日し, 日本の障害児教育の視察, 調査を行う。平成6年度には弘前大学の3名(加来, 安藤, 豊嶋)が訪米し, 平成7年度にはUTMから2名(Dr. Gregory, Ms. Wenz)の研究者が来日する。
- 2) 日本側研究者はそれぞれのテーマに沿って, アメリカの統合教育の制度面の資料収集, 対象校における障害児受け入れ側の意識調査, 健康管理の実際場面の観察・調査, 体育科学的な測定・調査を行い, データを収集する。
- 3) UTMの研究者は, 日本の障害児教育関係の資料収集, 教師の統合教育への意識・態度についての調査研究を行い, 日本の統合教育促進のための示唆を提供する。
これらの研究活動により, 日米の障害児教育の比較検討を行う。

(2) 弘前大学側の研究分担 日本側の研究者4名は, 加来が統合教育実施校における健康管理面での養護教諭, 教職員の役割, 安藤は障害児の早期療育と統合教育の制度, 豊嶋は健常児及び教師の障害児イメージと人間観に関する調査研究, 松下は障害児の体育指導における身体の安定性等についての測定, 調査を行う。

(3) UTM側の計画の概要

- 1) 統合教育を行うための教師の養成と研修の日米比較～日本の普通教育教師, 大学教官, 管理職の統合教育に対する意識や態度, 技術, 準備に関する調査, 及び資料収集。
- 2) 地域, 大学, 職場の中での障害学生の調査～障害学生のための中等教育, 大学教育及び職業プログラムの調査, 及び進路の機会の実態調査。
- 3) 幼児および就学前の障害児に対する早期の判定と療育プログラム, 就学前の障害児教育担当教師の研修及びカリキュラム, 障害児の判定と評価, 教材・教具についての調査, 障害児の両親の権利, 役割責任の調査等について, 日米比較を行う。

(4) 平成5年度の研究活動の概要

- 1) 研究計画についての確認(ファックス, 手紙, 電話), 弘前大学教官の訪米時の研究活動計画の概要打ち合わせ, 障害児教育についての日米の文献を収集した(郵送)。
- 2) 加来, 松下の2教官がUTMを訪問した(1993. 9. 2～15)。米国スタッフと研究打ち合わせを行い, 3年間及び各年度の研究計画や日米の分担について確認し, 調査・観察及び実験協力校・対象者の選定等を行った。統合教育実施校を訪問し, 実情を視察した。
- 3) 米国から日本の実情視察, 調査のためにDr. Kendall(弘前大学UTM交換教授プログラムによる), Dr. DeMoulinの2人が来日した。
- 4) Dr. KendallとDr. DeMoulinの作成した英文のアンケートを翻訳, 一部訂正して日本版を作成し, 弘前大学教育学部及び附属学校園の先生方を対象にアンケートを実施した。UTMの教官を対象に行ったアンケートと併せてUTM側でコンピューター処理を行っている。
- 5) 研究の成果として本報告の他, 次の論文を刊行した。

① Donald F. DeMoulin 他7名: Education of Students with Disabilities: A Joint Research Study between the United States and Japan, Education, 114(2), 206-208, 1993

② 加来和子, 他5名: 障害児の早期療育制度と統合教育に関する日米の比較研究, 第1報—日米の実情把握と用語の共通理解をはかる経過について—, 弘前大学教育学部教科教育研究紀要, 第19号, 1-15, 1994

3. テネシー大学マーチン校訪問報告

松 下 清 子

弘前大学と、姉妹校であるテネシー大学マーチン校は、平成5年度から7年度にわたる3ヶ年計画の障害児教育に関する「大学間協力研究」として科学研究費補助金を受けることになり、初年度は互いに相手国へ訪問視察を行い、それぞれの国の障害児教育の実情を知るとともに、両国の教官・教師を対象にアンケート調査を実施することになった。

まず、弘前大学側から加来と松下の2人が訪米することになった。ここでは、その際松下が担当し、収集した情報について報告する。

1. テネシー州について

平成5年9月にテネシー大学マーチン校を訪問することが決定した時、テネシー州という所についてあまり情報をもっていなかったため、まずブルーガイド・ワールド2「アメリカ南部」を手に入れ、旅行のための予備知識とした。

さらに、もう少し詳しい情報は、清水克祐著「アメリカ・州別・文化事典」¹⁾より得たので、この中から今回の訪米に特に参考になった情報の部分を抜粋しておくことにする。

テネシー州は、アメリカ合衆国南部 Appalachian Mountains の西側に位置する州。東部から中西部へのルートとして早くから開発された州で、州東部と州西部を Tennessee River が大きく湾曲して流れ、州中北部を東から西に流れる Cumberland River と州北西部で合流している。この2つの川はダムなどにより、多くの湖を形成している。北側は Virginia 州と Kentucky 州、西側は Mississippi River をはさんで Missouri 州と Arkansas 州に接し、南側は Mississippi, Alabama, Georgia の各州、東側は Appalachian Mountains のほぼ中央で North Carolina 州にそれぞれ接している。

州都： Nashville ナッシュビル

面積： 106,5911cm² 全米第34位

人口： 約4,685,000人 全米第17位 (約4,896,000人(1993)筆者加筆)

合衆国加盟： 1796年6月1日 第16番目

州花： Iris アイリス (1933)

州歌： Tennessee Waltz テネシー・ワルツ (1965)

主要産物： 大豆, タバコ, 小麦, 綿花

州名の由来： インディアンの Cherokee 族の言葉 Tenasi から出たもので、Cherokee 族の村の名、または“River of Big Bend”「大きく曲った川」を意味する。

Memphis メンフィス。州南西部。Mississippi River に面した商工業都市。綿花、硬材の取引中心地で、化学薬品、農機具、タイヤ、ゴム製品、医薬品、織物などが主要産業。1968年黒人解放運動の指導者 Martin Luther King, Jr. がここで暗殺された。Memphis State University の所在地で、市内には米国中南部の自然と文化に関する博物館でその建物がピンク色の Georgia Marble で建てられているので、地元では the Pink Palace ピンク色の宮殿として知られている Memphis Museum があり、また Elvis Presley の邸宅 Graceland と彼の墓

があることから、大勢のファンが訪れる観光都市でもある。市内の Beale Street にある Pee Wee's Saloon は、W. C. Handy が名曲 St. Louis Blues や Memphis Blues を作曲した場所として知られる。また the Cleanest City in the Nation Award 全米で最もきれいな町賞を4回受賞している。地名は Mississippi River 左岸に位置するこの町を見て、Andrew Jackson がナイル川左岸の都市 Memphis を連想し、その名をとって命名した。

Nashville ナッシュビル。州中北部の Cumberland River に面した州都で、文化、教育、交通の中心地。飛行機部品、ガラス、ゴム製品、ボート、鉄骨、化学肥料などを生産する。Music City U. S. A. と呼ばれる音楽の町で、South Nashville にはカントリー・ミュージックの事業が集中し、スタジオが70以上、楽譜出版社が約250社、タレント代理店が約100もあり、カントリー・ミュージックの全米の中心で、ここで作られる音楽は Nashville sound と呼ばれる。市内には Hank Williams を始めとする米国カントリー・ミュージック界の著名な歌手、演奏家、貢献者の肖像や記念品などが展示されている Country Music Hall of Fame and Museum カントリー・ミュージック栄誉の殿堂・博物館がある。Central Park にある Parthenon パルテノン は1897年の Tennessee 百年祭にギリシャの神殿を模して造られたもの。また市の郊外に第7代大統領 Andrew Jackson の屋敷と墓がある。南北戦争では1864年12月に Battle of Nashville があり、北軍が南軍に決定的な打撃を与えた。市内には Vanderbilt University, Fisk University など15の大学がある。地名は1779年に町が建設されたとき、独立戦争の英雄 Francis Nash にちなんで Nashborough と称したが、1784年 Nashville と改名した。

University of Tennessee テネシー大学。Tennessee 州 Knoxville に本部を置く、1874年創立の州立大学。Blount College として設立され、1879年 land-grant 国有地付与大学として現在名となった。学生数約30,000人。Knoxville のほか Chattanooga, Oak Ridge, Tullahoma, Memphis, Nashville, Kingsport にキャンパスがある。図書館には Tennessee 州史に関する文献や政治家 Kefauver のコレクションなどが集められている。南北戦争時代には病院として使用された。体育チームのニックネームは州人の俗称にちなんで Volunteers, 但し Chattanooga 校の体育チームは Moccasins と呼ばれる。

なお、テネシー州からは、第7代大統領(1829-1837)アンドリュー・ジャクソン Jackson, Andrew (1767-1845), 第11代大統領 (1845-1849) ジェームズ・ノックス・ポーク Polk, James Knox (1795-1849), 第17代大統領 (1865-1869) アンドリュー・ジョンソン Johnson, Andrew (1808-1875) の3人の大統領をはじめ、優秀な政治家を数多く輩出している。

テネシー州は、図1に示すように北米全図の黒部分南東部に当り、その部分を拡大したものが図2である。さらに、今回関係した地域の部分のみ拡大して図3に示した。まず、成田空港から飛行機でダラス乗り換えによりメンフィス空港着でテネシー入りした。テネシー州の西南端のメンフィス空港から、車で2時間強の北東部にテネシー大学マーチン校は位置している。そして、学校視察で訪ねた所は、図3中に示してあるユニオン シティー、オビオン、トレントン、そしてマーチンであった。

2. テネシー大学マーチン校 The University of Tennessee at Martin (略称 UTM)

UTM は、テネシー大学組織の重要なキャンパスである。それは、UTM が世界に有名な総合大学としてすばらしい伝統を反映しているからである。同時に、UTM は、学部学生に対して、他の学部へ通うことに多くの便宜を与えている。

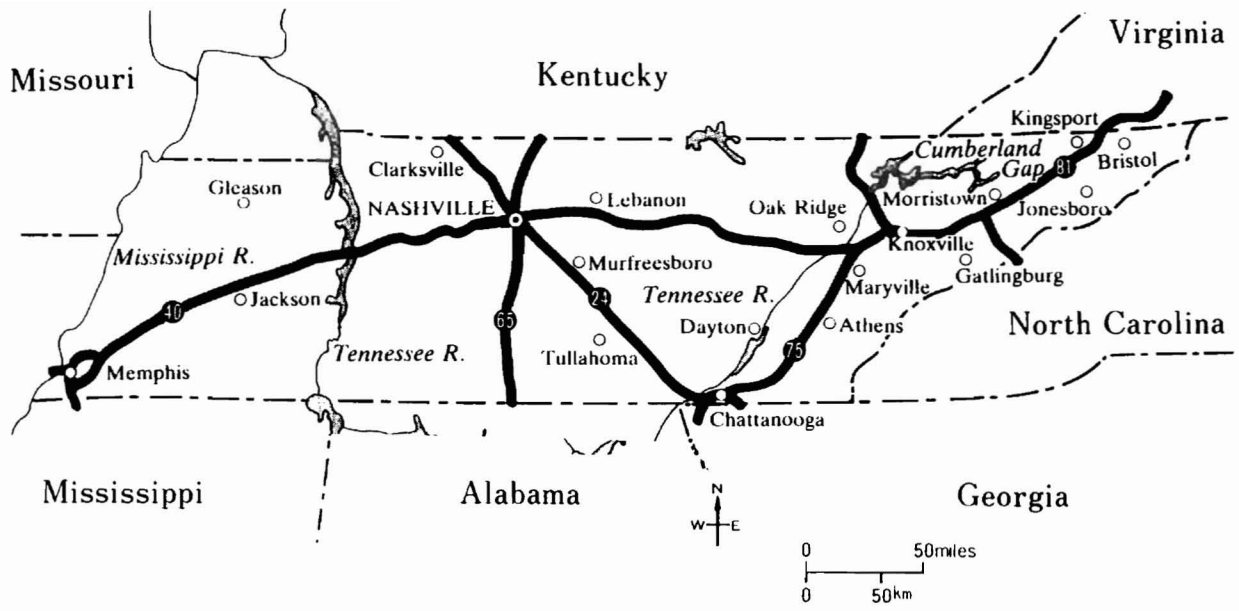


図2. テネシー州

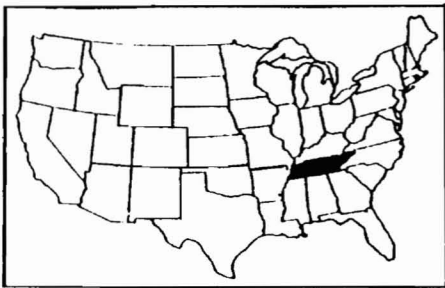


図1. アメリカ合衆国と
テネシー州の位置(黒部分)

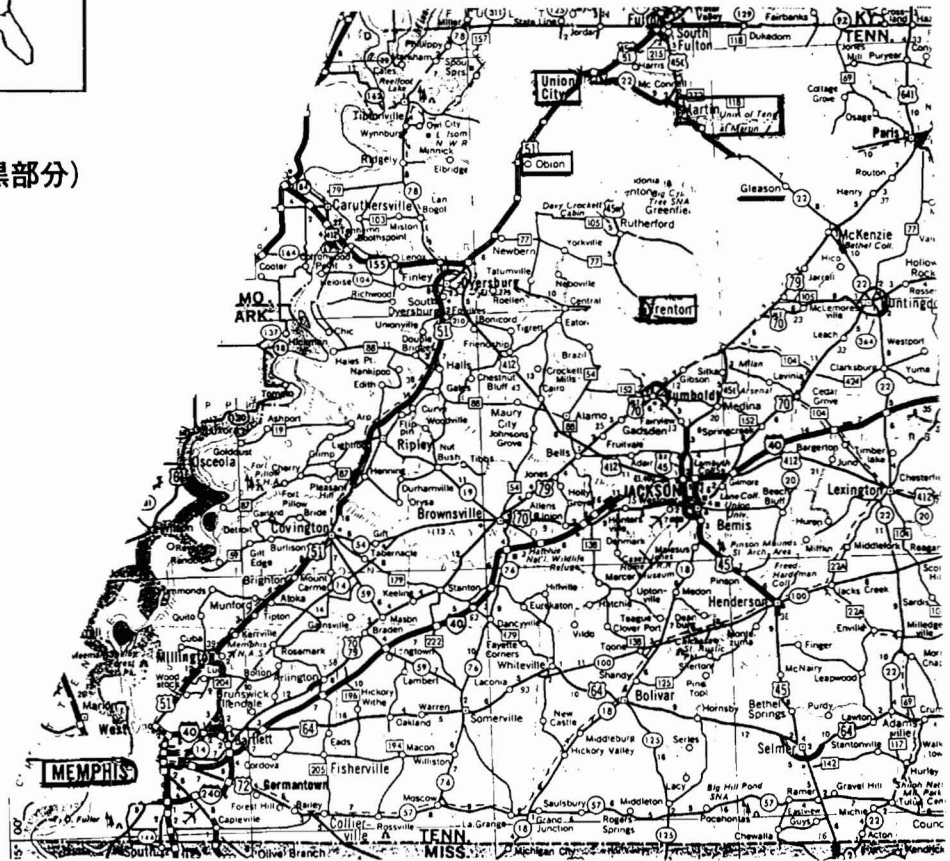


図3. テネシー州のメンフィス、マーチン、ユニオン シティー、
オビオン、トレントンの位置

写真1は、テネシー大学マーチン校本部前の正門である。なお、UTの上部のデザインはテネシー州の形を示している。写真2は、Chancellor室で訪問の挨拶の際州花アイリスの絵の前でChancellorと共に写したものである（写真はP17参照のこと）。

2-1 歴史と位置

UTMは、1900年にマーチンのバプティスト信者によって設立されたHall-Moody専門学校にその起源をたどることができる。1927年には短期大学の資格を得、その時州議会はテネシー大学により運営される学校であるという条件付きの議案を可決した。テネシー短期大学は、1951年に4年制大学となった。“テネシー大学マーチン分校”と名付けられ、農学および家政学で学士号の教育課程を提供した。1967年に大学は公式にテネシー大学マーチン校となった。現在UTMには、次の5つの学部がある。

- 1) 農学・家政学部 (School of Agriculture and Home Economics)
- 2) 文理学部 (School of Arts and Sciences)
- 3) 経営学部 (School of Business Administration)
- 4) 教育学部 (School of Education)
- 5) 技術工学・工学部 (School of Engineering Technology and Engineering)

UTMは、テネシー州の北西部に位置し、メンフィスの北東約125マイル（約201km）、ナッシュビルの北西約150マイル（約241km）にあり、そして州の中にある多くの有名なレクリエーション地域は50マイル以内にある。それらは、テネシー州でただ1つの天然の湖、風光明媚なReelfootを含むとともに、テネシー川のケンタッキー人工湖とそれら湖間の国立レクリエーション地域の陸地も含む。Natchez Trace 州立公園、Shiloh 国立共同墓地、そして、Ft. Donelson 国立記念館が近くにある。（kmは筆者による加筆）

2-2 UTM 教育学部と特殊教育

教育学部における教授領域と選択科目：

1) 教育研究学科

中・高等学校における、各種語学、数学、生物、化学、歴史、政治、経済など14教科と、小・中・高等学校における芸術および特殊教育があり、教育学部では全ての学位資格の中に特殊教育を含めている。

2) 保健体育学科

この学科については、弘前大学教育学部教科教育研究紀要 No. 15 (March 1992) に筆者により紹介済みである。

教育研究学科における教職科目の種類

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 実務教育 | (8) 人間学習 Human Learning |
| (2) 学校経営管理 | (9) 図書館サービス |
| (3) 教育評価 | (10) 読書解釈法 |
| (4) 教育原理 | (11) 中等教育 |
| (5) 教育心理学とガイダンス | (12) 特殊教育 |
| (6) 教育研究 | (13) 教師教育 |
| (7) 小学校教育 | |

2-3 特殊教育 Special Education (K-12) に関する授業科目とその内容

- ①特異児 特殊教育分野を概観する入門コース。障害児教育に関する原理，特徴，プログラム，スペシャル ニーズ，法的条件，そして教育方法。
- ②障害児の特徴とニーズ 精神遅滞児，学習障害児，行動障害児を含む特異児についていろいろな領域での調査。個々の領域の展開と，個人，家庭，社会，そして教育との関係に焦点を当てる。
- ③言葉の発達と障害 出生から6才までの子どもに対する正常な話し言葉と言語発達の原理と，医療的方法。幼児における言語障害の一般的タイプおよび，乳幼児のよちよち歩きの一般的タイプ。6才以下の子どもに関する言語発達の遅れの判定と，早期療育，予防，検証を重点的に。
- ④幼時初期—特殊教育 幼時初期—特殊教育プログラムについての早期療育と指導過程にかかわる受け入れ基準，生活環境，資料，方法，そして理念。
- ⑤特異児教育手続きⅠ 特異児の特徴とニーズの関係の調査と特殊教育手続き。特異児の発達記録法，効果的指導法，個人教育プログラム（IEP）の整備，必要なカリキュラム分析技術の開発。
- ⑥特異児教育手続きⅡ 特異児教育手続きⅠの続きで，個人教育プログラムの上質な施行と評価を重点的に。
- ⑦特異児の判定 各テストの目的と実施方法とその判定。特異児の診断と対応を助けるための事例研究会議。
- ⑧軽度障害者に対する進歩的方法 軽度障害者や危害の恐れのある集団特有の独特な事柄やニーズについての調査。このコースは，一般教育と特殊教育の授業でのカリキュラム体系と方法に重点を置く。
- ⑨優秀児の特徴とニーズ 優秀児についての歴史的・社会的認知，特徴，ニーズ，心理学的・教育的考慮と優秀児の確認。
- ⑩優秀児教育指導の方法とプログラム いろいろな教育環境における優秀児に対するカリキュラム開発と効果的指導法。
- ⑪行動療育 軽度，中等度，重度障害児についての専門的学習に衝撃を与える社会的行動を管理するための進んだ方法。不適応行動を排除する技術，攻撃的な反社会的学生の管理，特殊教育学生のための適切な社会生活の指導。
- ⑫統合教育 障害学習児を普通教育に統合するための教室の改造，指導技術，教材教具，プログラムの調査。公法94-142の概観と，彼らが最小限の制約環境になるような個人教育プログラム。普通教育スタッフの調査（態度，心構え，資質，協力）を行なう。
- ⑬特異児教育指導の実習 UTMでの特殊教育に関する最後の現場における専門実習。判定技術，個人教育プログラムの開発，指導方法の実践，教育効果の分析などの応用に重点をおく。
- ⑭特殊教育のワークショップ 選択されたトピックスについてのワークショップ。9時間のワークショップ履修単位は教育における大学院に有効である。
- ⑮相談研究とその方法 特異児のニーズに直面している両親と専門家チームの1メンバーとしての特殊教育者に焦点をあてる。特殊教育サービス，相談の定義，伝達技術そして協力方法を伝える相談の役割についての検討。

- ⑩特異児教育指導の上級実習 上級特殊教育現場実習。特異児の判定データの継続的収集，個人教育プログラムの開発と指導プログラムを伴うこと，と同時に特殊教育についての他のファクターを調査することなどの技術をみがくことに焦点を当てる。

2-4 UTM 農学・家政学部と障害児教育

- 1) 農学・天然資源学科
- 2) 家政学科
 - (1) 一般家政学
 - (2) 栄養学
 - (3) 家政教育

家政教育の教科の1つに「子どもの発達と家族関係」があり，この授業科目16科目の中に障害児に関する次の2つが含まれている。

①子どもの発達障害 発達の遅れを持つ幼い子どもに影響を及ぼす病的因子，文化的，家族的，教育的，そして法的関係。早期療育要綱に見られる子どもの行動特性。

②発達障害のある就学前子どものための地域の保護とカリキュラム計画。

家庭，療育センター，研究実習のためのカリキュラム計画や個人的ニーズを識別しながら，子どもと家族の地域保護に利用し得る支援源。

農学・家政学部では，教職課程（7-12学年，中・高校）があり，農業や家政の教員免許を履修させる上で，教育学部が協力している。今回の「大学間協力研究」の協力メンバーの一人である Professor Sharon Wenz は，この家政教育の中の発達障害を担当している。

[参考文献]

- (1)清水克祐：アメリカ州別文化事典 名著普及会 pp317,318,321,322,328 1986.
- (2)State Department of Education, Nashville, Tennessee : Directory of Public School Approved Nonpublic Special State Schools and The State Department of Education, State of Tennessee 1990-91, State Department of Education, Nashville, Tennessee pp9,15,25,142,171,180 1991.
- (3)The University of Tennessee at Martin : University Catalog 1993-94 Undergraduate and Graduate, Office of Admissions, The University of Tennessee at Martin pp1,2,75,181-191 1993.
- (4)The University of Tennessee at Martin : School of Education Procedural Guide, The University of Tennessee at Martin pp2,10-14 1993.
- (5)The University of Tennessee at Martin : University Catalog 1991-92, Office of Admissions and Records. The University of Tennessee at Martin pp72,175,180 1991.

4. テネシー州における統合教育の実情

松 下 清 子

平成4年10月、国立特殊教育総合研究所の創立20周年を記念して、「特殊教育における新しい動向」をテーマに国際セミナーが開かれ、心身障害児を健常児と共に教育することにより持っている能力を十分に伸ばすというインテグレーション（Integration, 統合教育）が各国の主流となっていることが明らかにされた⁷⁾。

一方、私は、たまたまジュディー W. ウッドの「メインストリーミング」（訳本）¹⁾を読み、特に体育科教育にも深く関係があることで関心を持っていた。

そのような時に、メインストリーミングが積極的に取り入れられているテネシー州を視察できるチャンスに恵まれたことは、大変有難いことであった。

メインストリーミングの研究者である UTM の Dr. R. Kendall は、自らの実践研究を通して生きた講義をしてくださり、また、数校の優秀なモデル校に案内して下さった。それらの学校を視察した状況について、全体をまとめ写真（P17～P24）と合わせて報告して行きたい。

今回訪問したテネシー州における学校、学年、年齢区分は表1に示す通りである。そして、訪問視察した学校の種類と規模は表2の通りである。しかし、前章3. 参考文献(2)のテネシー州学校名簿によると、学校毎に学年範囲・学年区分などもさまざまに選択されていることが認められる。

表1 テネシー州における学校、学年、年齢等の区分

学 校 区 分	学 年 区 分	年 令
小 学 校 Elementary school	1 - 5 学年 K - 5 Grades	5 ~ 9 才 Age 5 ~ 9
中 学 校 Middle school	6 - 8 学年 6 - 8 Grades	10 ~ 12 才 Age 10 ~ 12
高 等 学 校 High school	9 - 12 学年 9 - 12 Grades	13 ~ 16 才 Age 13 ~ 16

表2 テネシー州で視察した学校とその教員数および児童・生徒数（1990-91）

学 校 名 と (在 学 年)	教員数	生徒数
トレントン小学校 Trenton Elementary school	K - 5 34	656
マーチン小学校 Martin Elementary school	2 - 5 32	641
レイク ロード 小・中学校 Lake Road school	K - 8 41	695
ピーバディ高等学校 Peabody High School (Trenton)	9 - 12 28	380
ユニオン シティ高等学校 Union City High School	9 - 12 40	631
オビオン レーク 職業センター Obion Lake Vocational Center (Union City High School)	9 - 12 13	282

最初に訪れたのは、レークロード学校であった。訪問校のうちこの学校だけが学校を紹介したプリントを1枚くださったので、それを訳したものを学校紹介として次にあげる。

レークロード学校 (オビオン郡)

校長： ジェームズ R. ヨース

ユニオン市から2マイル(約3.2km)ほど離れたところにあるレイクロード学校は教育研究に優れていることで知られている。生徒数の多いことでは、オビオン郡学校制度の中で最大規模の学校となっている。1984年に建てられたこの施設は、幼稚園から8年生までのすべてのカリキュラムを提供するばかりではなく、3才から22才までの特に手をかける必要のある生徒たちのために特別に企画され、職員が配置されている発達教育センターの特色をも備えている。

特に、音楽、体育、スポーツを学問的にバランスを考えて行なわれるレイクロード学校は、十分多角的で基礎的な教育実践を提供している。過去3年間に、レイクロード学校は数学教育のために12,500ドル(約135万円)の助成金を受け、UTMの数理教育センター(次ページ組織図参照)のパートナーとして協力してきた。この資金の供給は、数学のコンピュータ教育計画に割り当てられその数学教育法はこの領域における先駆者として本校は位置づけられている。

読むことは、教室内だけでなく、コンピューターによる読書理解の促進課題を用いることにより図書館においても強化されている。この自動学習プログラムは、受賞文学作品の中からその生徒が読んだ本についてコンピューター評価を用意することにより進められる。

フットボール、バスケットボール、チアリーダーディング、同好会、ボウリング研究会などの課外活動は、生徒たちに普通の教室での授業以上の機会を与えている。レイクロード学校は、多くのスポーツ大会や人文系の競技会で優勝をしてきている。そのスローガン「みんなで、道を切り開こう!」は、青とオレンジのスクールカラーとなり学校の精神として示されている。

レイクロード学校の教育者たちは、教育はその子ども全体から引き出すものと信じる知的職業人であることを望んでいる。彼らの貢献は、レイクロード学校の先生方に与えられた数多くの賞状によって立証されている。現在のレイクロード学校の先生方は、次のような名誉を受けている。：その年のあらゆる学年区分で郡や地区の代表教師として、またその年の教師の中での州の最優秀教師として、郡の優秀教育者として、そして、数学教育に優れていることに対する大統領賞の州の受賞者などである。3人の先生は、科学と歴史の教育に取り入れた新しいアプローチの仕方に対し、その創造的教育法に助成金が与えられた。

(注：km, 円は訳者による加筆)

この学校は、もちろん普通の学校であるが、この屋根の下に特殊学級があり、そしてリソースルームという教室が3つほど並んで設置されているのが1つの特徴になっている。「リソースルーム」(resource room)は、特殊教育の新しい方法にかかわる教室で、特殊学級と通常学級の中間的性格の教室である。適切な日本語訳はまだないようであるが、特別な教育的援助を必要とする子どもの教育のある部分を、特別な教育技術を持つ教師が指導するというものである。カナダでは、「学習支援センター」と呼ぶ州もある⁷⁾。

このレークロード学校には現在6才~14才のあらゆる障害児が登校してきており、障害に応じて1日中特殊学級で過ごす子どももいれば、一部リソースルームで学習する子どももいる。特に軽度障害児は、リソースルームでの学習、そして音楽、体育、家庭科、理科などは通常学級の授業に加わることで、学習能率を上げているということがこの学校におけるメインストーリーミングによる成果の誇りでもあった。

このリソースルームには、特殊教育専門の教師ではなくリソースルーム教育専門の教師が配置されており、その先生方が新しいリソースルーム教育を手際よく展開しておられた。すなわち、個人プログラムや小グループプログラムによる、丁寧な学習指導であり、通常学級への送り迎えなどが行なわれていた。

テネシー州では、通常教育担当教師、軽度障害児教育担当教師、特殊教育担当教師をそれぞれに養成し、特に通常教育担当教師は、全員特殊教育に関する知識と技術を学ぶことが必要とされている。

次に、われわれの訪米視察で撮影した写真により実情を紹介しよう。

まず、写真3、4に見られるように、テネシー州の小学校では、コンピューターを使用しての学習が大変盛んに行なわれており、子どもたちもごく自然に楽しみながら熱心に勉強していた。写真9は、写真4の左の端の子どもたちを指導しているところである。写真3、4は、全く別の学校であるが、いずれの学校においても子ども2人に1台のコンピューターが与えられて、前者は視覚によるコンピューター学習であり、後者は聴覚（言語）による学習でそれぞれの独自性を見ることができた。

UTM 教育学部組織図

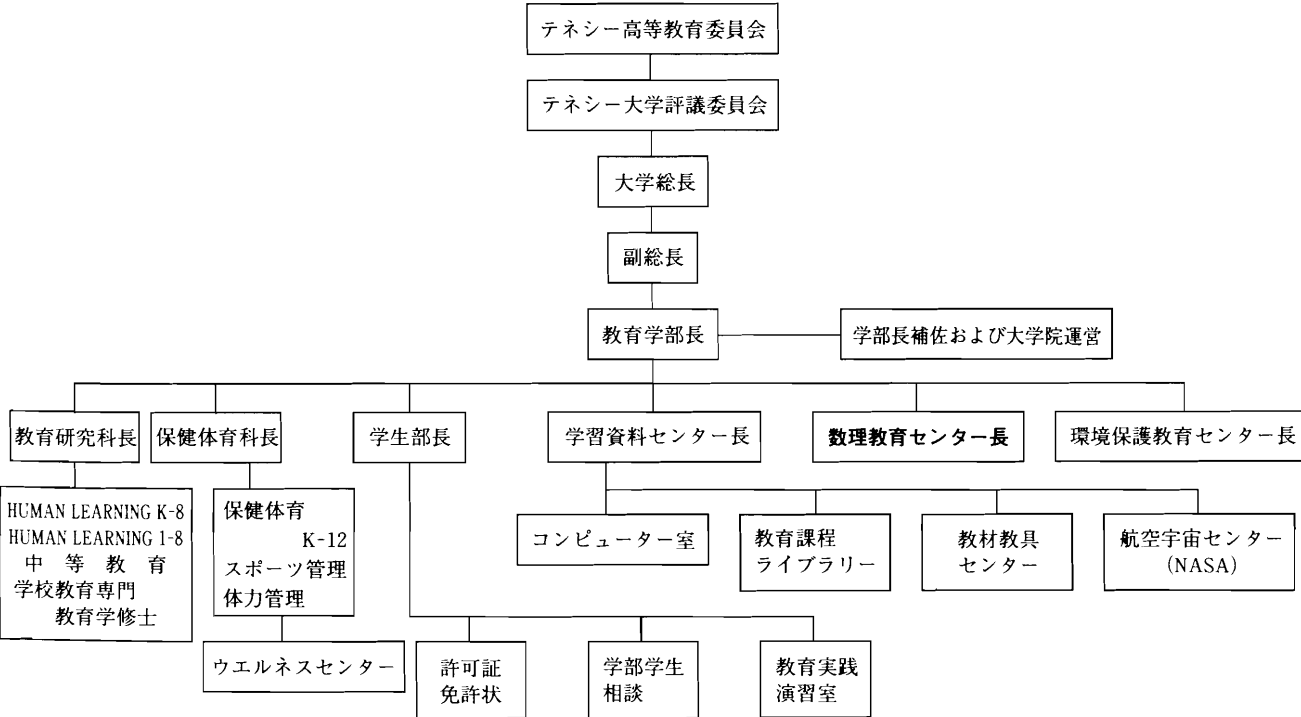


写真5, 6は、リソースルームの子どもたちである。きれいな絵のシールを手先生から貼ってもらって、繰り返し見ることにより1つの言葉を覚えるのである。写真8は、リソースルームで、テープを使ってことばの学習であった。丸テーブルに4～5人囲んで1人1人が自分の学習をしていた。

写真7は、リソースルームの子どもが通常学級の授業で共に学習している場面である。絵本を使っての理科の授業のようであった。リソースルームや統合教育の場では、大抵、先生のほかにもう1人補助の人がついており、その人は専任の職員の場合もあれば父兄によるボランティアの場合もあるということであったが、今回訪問視察した全体を通してかなり父兄のボランティアの協力が加わっていることが見られた。

写真12, 13は、リソースルームの先生が手をつないで通常学級の授業につれて行くところである。そして、写真16の音楽の授業などに加わることになる。他方、肢体不自由児たちのように身体活動のできない子どもたちには、特殊学級で特殊教育の先生が写真15のようにリズムの指導もしておられた。写真17, 18は体育の授業であり、写真18の真ん中の子どもは写真6のリソースルームで右端に写っていた子どもである。ちょうどフラフープを使っての授業で、持続時間が測られていた。軽度の精神遅滞児の中には、体育では健常児と同等にできる子どももあり、メインストーリーニングの意義が実証される場面でもあった。

次に、屋外の固定遊具場では、全景が写真22に見られるように緑の中に広々と固定遊具が設置され、子どもたちは自由に遊んでいた。健常児はもちろんのこと障害児も自由に遊べるような遊具が設置されていた。写真20に見られるように障害児の状態と安全を配慮して設計されたブランコがあり、全景写真の左側に見られる普通のブランコの手前に横に置かれていた。写真19, 21は遊具を近くで写したものである。それらの中で子どもにとって面白いのではないかと思われたものは、写真11に見られる玉入れ用具であった。全景の写真22の真ん中辺に写っているものであるが、これは投げ込んで入ったものがどこの穴から落ちて来るかわからないので、子どもにとってはその偶然性が、運動神経にも感動性にも良い刺激になるものと思われた。これはこの学校の先生のアイデアにより作られたということであった。出口の上の数字はゲームとしての得点になり、色の変化は面白さを増すだけでなく色の名前を覚えるきっかけになるものと思われた。

統合教育では、軽度障害児たちは昼食や学級活動は通常学級で行なうことになっている。写真23に見られるように、給食は自分で好きなものを選んで自由にテーブルについていた。丸テーブルもあれば、長く連なるテーブルが何列か並んでいる所もあり、子どもたちは友達同志自由な席で楽しい給食の時間を過ごしていた。他方、1人では食事のとれない重度の障害児も通学して来ており、そこでは写真24, 25のように1人1人に先生や補助員、またはボランティアの方が食事をさせていた。

写真26は、スクールバスであるが、車椅子で乗り降りし易いようにリフトの装置がついていることを示している。内部の床には車椅子が転がったりしないようなストッパーが取り付けられてあり、また固定するベルトなども整えられていた。父兄がスクールバス乗り場まで連れてくると、あとはこのリフト付きスクールバスが安全に学校まで運んでくれるのである。写真27は、肢体不自由児のリソースルームでの学習場面である。写真28の子どものように補助具を使用して健常児の中でふつうに生活している子どもも目についた。

写真29～33は、写真27の教室で、みんな一緒に授業のあと障害に応じて衝立てで仕切られた小さな部屋でそれぞれの訓練を受けていた。ここには大きなグリーンの恐竜の人形が置かれ、

横の壁には写真31の歌詞が掲示がしてあった。恐竜の知識を歌を通して同じことを何回も繰り返しながら少しずつ広げて行こうとする指導上の工夫が認められるのである。教室でのきまりは、普通どこにでもあるようで、日本では無関心になりかけていることもあるかと思い、しっかりカメラに収めておいた。

写真14, 34は、リソースルームでの文字・つづりの学習場面である。写真40～42は、ダウン症児への指導である。目と目の見つめ合いによるコミュニケーションとスキンシップが、この子どもから人間性を引き出しており、本当の教育の原点であるように思えた。この子どもに対しこの先生はコンピュータを使ってアルファベットを根気よく教えておられた。マッキントッシュのソフトがとても可愛らしいだけでなく教育ソフトとして大変有効なものであった。

トレントンの小学校のリソースルームの壁に、本年度の時間割がかけてあった。通常学級のものとは異なる時間割は、リソースルームの理解の一助になるものと思ひ、表3に示す (Jo., N.などは、その教科の対象児の名前を略記したもの)。

メインストーリーミングによる障害児教育では、障害の種類や程度に応じて個人教育プログラムが作られるが、この時間割に見られるようにLiについては全く個人教育プログラムによる個人学習指導が行なわれていることがわかる。その他は、2～3人の小グループ学習が主であるが、11時からのさんすうの3人は別々のプログラムによる個人学習指導である。また、月曜日と木曜日の午後は、2人ずつの組を作って何らかの学習の手がかりを与えているようであった。さらに、メインストーリーミングの特徴が見られる点は、9:30から()内の子どもがリソースルームから音楽の通常授業に出かけて行くことである。

表3 トレントン小学校におけるリソースルームの時間割

1993-94	
8:00～8:30	ことば —— Jo., N.-B.
8:30～9:00	ことば —— Li.
9:00～10:30	読みとつづり —— Jo., N., (B.), (Do.) Li.
(9:30～10:30 音楽)	P., Pa.-(Ja.)-Je. Da., (Br.) St., Brd., (By.)
10:30～11:00	ことば —— Li. Je., Da., St., Br., P., Pa.
11:00～11:45	さんすう —— Jo., Li., P.
11:45～12:15	昼食
12:15～12:45	計画をたてる。テストを行なう。
12:45～1:30	さんすう —— St., Br.
1:00～2:30	月曜日と木曜日に学習の手がかりを与える。 All.-Do. Ma.-Hw. Ch.-Ja. Jk.-Cr. Jn.-Sm.

(-:ハイフンは、2人または3人組を示す)

写真35, 36は、高等学校におけるリソースルームでの授業である。ここには生徒が5人ほど来ており、個人教育プログラムにより授業が進められていた。そして、補助の先生も配置されていた。このような教育を行なうことによって、従来では考えられなかった大学への進学者も

出ているということであった。

写真37, 38は、高等学校のテレビジョンを使っての授業で、生徒の後方の先生の機械操作により遠隔地にある他校のクラスと交流しながら授業が展開されていた。写真39は、同高等学校に併設されている職業訓練センターのクラスで、コンピューター技能士を養成していた。

写真43~45は、早期療育に関係ある1つの施設チャイルド・ケア・センターである。建物もおもちゃのようなデザインで造られており、その角のガラス戸の所の内部が写真44である。就学前の子どもたちがケアされている。ちょうど昼寝の時間であったので行ってみると、写真45のように簡単なマットの上で靴を履いたまま寝ていた。確かに靴のままでの屋内外の生活スタイルの国であり、私たちが靴のままじゅうたんの上を歩いている所で乳幼児は平気で這い這いしていた。生活様式が異なると衛生管理面での配慮がどのように違うのか、新しい興味が沸く一場面でもあった。

写真46は、小学校の低学年に食事の仕方を教えるコーナーであったが、今回訪問視察した小学校は全般的にその環境がおとぎ話の中の子どもの国を思わせるように可愛らしく美しく出来ており、居ながらにして情操教育がしみ込んで行くように思えた。そればかりでなく、写真10に見られる廊下のカバン掛けのある壁面の絵は、形や動物の名前を知らせるために、全体のイメージ、色を通して脳において同時に複数コースの神経回路を形成することにより自然に教えて行くという学習上の工夫が認められる美しい教材でもあった。

最後に、大学間協力研究メンバーの UTM 代表 Dr. R. Kendall の現在の仕事の一部を紹介して、この稿を終りとしたい。

統合教育 (Integration, or Mainstreaming) が実施されて既に20年の実績を持つというテネシー州といえども、このメインストリーミングの発展のためには校長先生をはじめ学校の先生方の障害児教育への関心を高めることと、その対応への意欲を促すことが重要で、そのために教育委員会の指導主事、学校管理職および学校教師を対象にたびたび講演に歩いている。

その講演の内容は、1) 一般の先生方の障害児やメインストリーミングに関するイメージや考え方、態度に関して理解を深める、2) 障害児の指導に関する知識と技術を伝達する、3) 教師たちに障害児教育への自信をつけることである。そして、これらを通して公立の通常学級に障害児を統合するための最良の教師を養成していこうとしているのである。

[参考文献]

- (1) ジュディー W. ウッド著 宮本茂雄監訳：メインストリーミング—普通学級における軽度障害児の指導— 学苑社 1986.
- (2) 内山喜久雄監修 高野清純、稲村 博編集：情緒障害事典 岩崎学術出版社 1977.
- (3) 内山喜久雄監修 齊藤義夫、小林重雄編集：知能障害事典 岩崎学術出版社 1978.
- (4) 内山喜久雄監修 小池文英、林 邦雄編集：身体障害事典 岩崎学術出版社 1978.
- (5) 内山喜久雄監修 佐藤泰正、吉江信夫、岡田 明編集：視覚聴覚障害事典 岩崎学術出版社 1978.
- (6) 内山喜久雄監修 内須川洸、高野清純編集：言語障害事典 岩崎学術出版社 1979.
- (7) 時事通信社：内外教育1992年（平成4年）10月27日（火）第4376号 時事通信社 pp2,3 1992.

(注： 訳語は主として上記各事典の欧文索引によった。)



写真1 UTM正面



写真2 左から Dr. R. Kendall, 加来,
Chancellor Dr. M. N. Perry, 松下



写真3 視覚によるコンピューター学習



写真5 リソースルーム



写真4 聴覚によるコンピューター学習

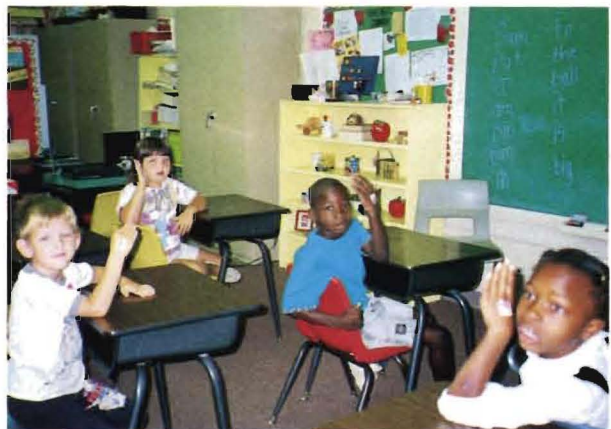


写真6 手にシールを貼ってもらった子どもたち



写真7 統合教育による通常授業風景



写真8 ことば学習のリソースルーム



写真9 コンピューター学習

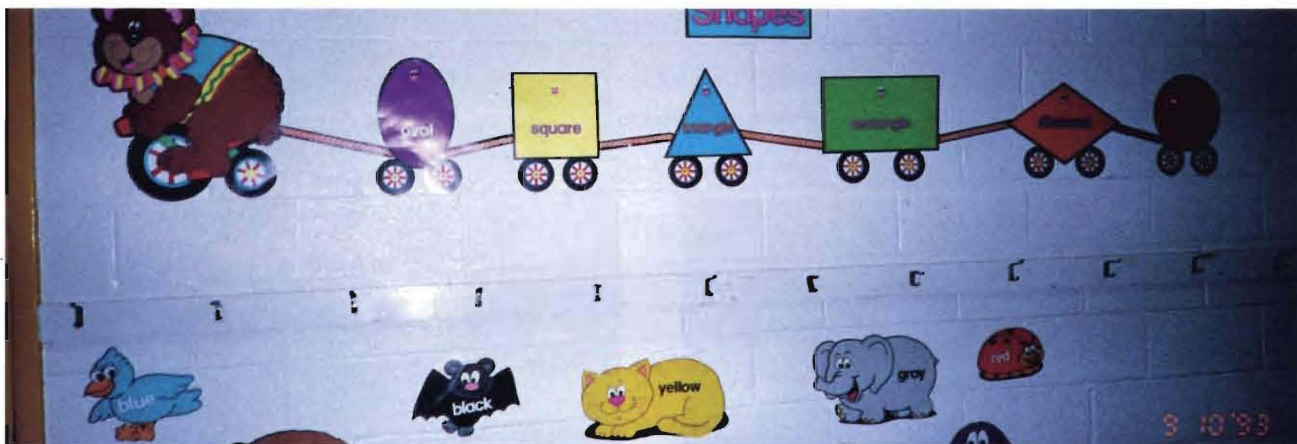


写真10 教室の廊下側壁面



写真11 屋外固定遊具の1つ, 玉入れ



写真12 教室移動 リソースルームの先生と



写真13 リソースルームから通常学級
へ手をとって移動



写真14 リソースルームで書く学習



写真15 肢体不自由児のためのリソースルームでリズム



写真16 音楽の授業



写真17 体育の授業

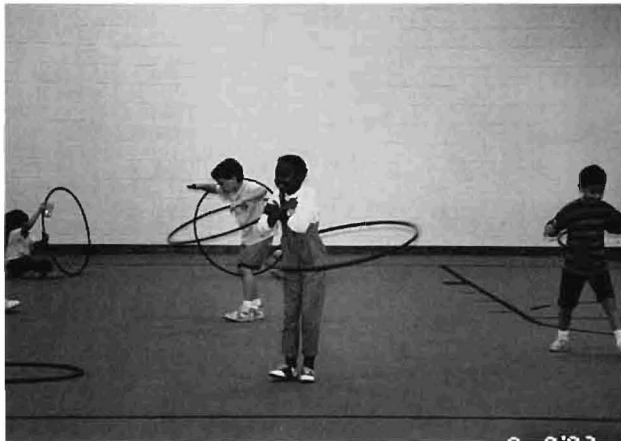


写真18 真中の子は軽度障害児



写真19 固定遊具の一つ



写真20 肢体不自由児のためのブランコ



写真21 固定遊具シーソー



写真22 屋外固定遊具場



写真23 給食メニューは各自で選ぶ



写真24 昼食の時間



写真25 重度障害児の食事時間



写真26 車椅子用リフト付きスクールバス



写真27 肢体不自由児のリソースルーム授業風景



写真28 補助具を使用して健常児と共に学校生活



写真29 リソースルーム内の区割された小部屋



写真30 小部屋内部での学習

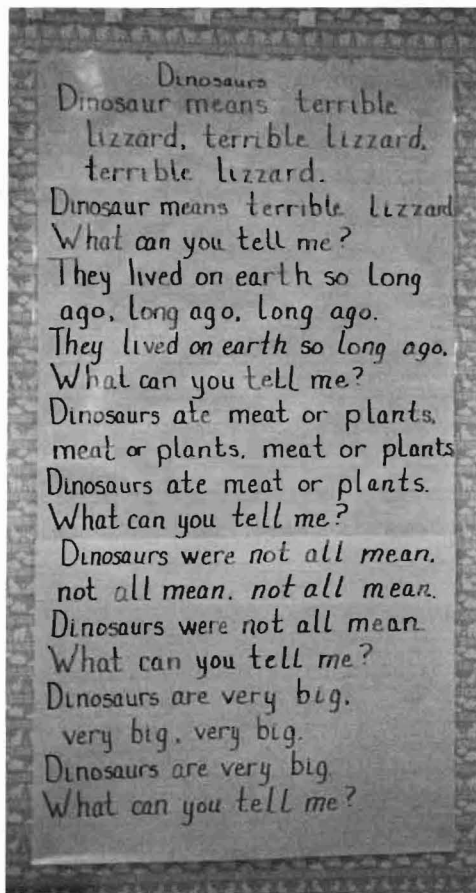


写真31 ダイナソー（恐竜）のうた



写真33 手の機能学習



写真32 教室のきまり



写真34 リソースルームで書く練習

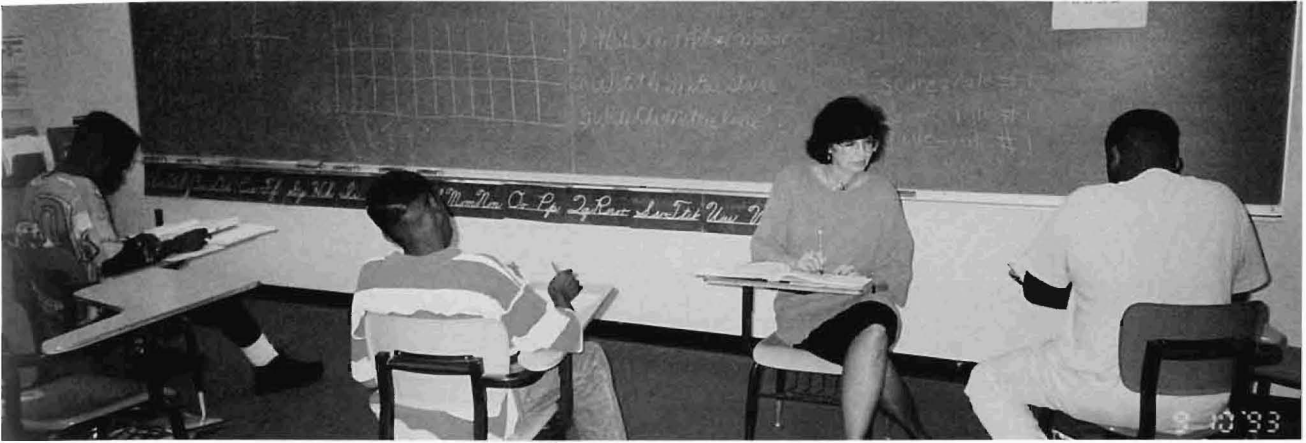


写真35 高等学校のリソースルーム



写真36 同 上



写真37 高等学校でネットワーク利用の授業



写真38 同 左



写真39 職業訓練センター



写真40 ダウン症児の学習場面



写真41 同 左



写真42 ダウン症児のテレビ学習



写真43 チャイルド・ケア・センター



写真44 その室内で



写真45 お昼寝の時間



写真46 小学校の教室のコーナー

UTM 教官による日本の障害児教育視察

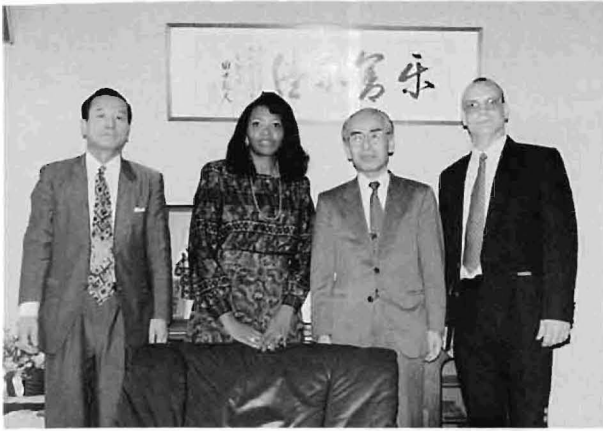


写真47 国立特殊教育総合研究所（所長室）



写真48 弘前大学学長との会見（学長室）



写真49 弘前大学教養部15番教室



写真50 弘前大学教養部15番教室



写真51 弘前大学教育学部長との会見



写真52 弘前大学教育学部附属養護学校



写真53 青森県教育センター
（現職教育研修の先生方と）



写真54 青森県教育センター

UTM 教官による日本の障害児教育視察



写真55 青森県立森田養護学校にて



写真56 青森県立森田養護学校にて



写真57 弘前市立文京小学校（情緒障害特殊学級）



写真58 弘前大学教育学部附属養護学校（木工室）



写真59 弘前大学教育学部附属養護学校
（バスケットボール）



写真60 青森県立青森第二養護学校の前で



写真61 青森県立盲学校（理療室）



写真62 青森県立盲学校（音楽室）

5. UTM 教官による日本での障害児教育視察

加 来 和 子

今年度は UTM 側の代表である Dr. Kendall と Dr. DeMoulin が来日した。Dr. Kendall は弘前大学学術奨励基金による招へい。滞在期間は1993.10.26(月)～11.13(土)で、日本の障害児教育の実情を把握するために、意欲的に学校や施設を訪問し、研究討議を行った。

(1)来日直後の10月27日(水)に国立特殊教育総合研究所(神奈川県横須賀市に1971年に設置された)及び併設されている国立久里浜養護学校(1973年に設置)を訪問した。国立特殊教育総合研究所では所長(倉地克次氏)及び教育工学研究部長(詫間晋平氏)と会談し、研究所の役割としての研究課題、全国の障害児教育担当教師の現職教育や研究会、国際交流等の計画について、また分離及び統合教育の国際比較についての概念の明確化をはかることの必要性等について話し合い、設備を見学した。久里浜養護学校(定員54名—在籍26名)では幼稚部(3～5才)、小学部の6つの教室の設備、教育の概要について紹介された(写真47参照)。

青森県内で訪問、視察した学校、施設は次の通りであった(視察順—写真53～62参照)。

- ①10月31日(日) 青森県立森田養護学校(精神薄弱, 小学部～高等部, 養護施設—森田学園, 西津軽郡森田村)—交流教育の実態を視察し、屋台もでたお祭りに参加して地域の中の学校の在り方を視察した。
- ②11月1日(月) 弘前市立文京小学校(情緒障害, 精神薄弱特殊学級)—特殊学級での指導を視察したが、通級学級を進めており、統合教育の始まりを理解した。
- ③11月2日(火) 弘前大学附属養護学校(精神薄弱, 小学部～高等部, 弘前市)—体育の時間のバスケットボールの試合に参加して子供達と交流を深めた。Dr. DeMoulin は後日コーチをつとめた。
- ④ ♪ 青森県立弘前聾学校(幼稚部～中学部, 教育相談)—聾教育の実態を視察。
- ⑤11月4日(木) 弘前市立第二大成小学校(難聴, 言語障害, 精神薄弱特殊学級)—弘前市教育委員会の先生方のご協力を得て、視察した。
- ⑥ ♪ 弘前市立和徳小学校(情緒障害, 精神薄弱特殊学級)—同上。
- ⑦11月10日(水) 青森県立浪岡養護学校(病弱, 小学部～高等部, 病院・施設—国立岩木療養所)—筋ジストロフィー他の子供達の様子を視察した。
- ⑧ ♪ 青森県立盲学校(幼稚部～高等部, 専攻科・理療科)—教材, 教具の作成, 設備等を視察し、授業を参観した。
- ⑨ ♪ 青森県教育センター, センターの役割について説明を受け、県内の教員の現職教育の実際の研修の場面を視察し、参加者と交流した。
- ⑩ ♪ 青森県立青森第二養護学校(精神薄弱)—子供達の様子を視察すると共に、新しく平成6年度から開校される青森第二高等養護学校の内容についても説明を受けた。

(2)その他, Dr. Kendall は, 弘前大学—UTM の交換教授としての立場から, 障害児教育を主題とする講演を二度行い, アメリカの障害児教育について紹介した。多くの聴講者があり, 講演の最後, また終了後も多くの質問者が並んで順番を待って, 熱心に情報交換を行っており, 講演のインパクトの大きさが伺われた(写真49, 50, 52参照)。

講演1「アメリカ社会と障害者」は弘前大学教職員・学生を対象としたものであり, 11月5日

(金)、教養部15番教室で実施され、参加者はおよそ250名であった。

講演2「アメリカにおける障害児教育」は、11月12日(金)、附属養護学校を会場にした公開研究会の特別講演として実施され、県内の特殊教育諸学校の教師を中心とし、およそ200名の参加があった。

2つの講演の中には、デモンストレーションがあり、手や足などの身体の障害を実感するように口や肘、脚に鉛筆をもって字を書いたり、二人組で向き合って初めの姿を確認してから後ろを向き1分後にまた向き合って相手の服装などの変化を3つ挙げる方法の一端が楽しく紹介された。また自立する両腕のない女性の生活を紹介するビデオが上映された。Dr. DeMoulinは、Dr. Kendallの講演の進行を手助けした。

(3)研究討議—合計4回の活発な研究討議を行った。アメリカにおける統合教育の進展の経過や青森県における障害児教育を紹介し、日米の障害児にかかわる用語の確認や共通理解を得るための重要な機会であった。この中で、“学習障害 (Learning Disabled)”はすでに教育対象の障害とされていること、また“Autism (自閉症)”“Traumatic Brain Injury (外傷性脳損傷)”は1990年から、“注意欠陥障害 (Attention Deficit Disorders)”は1992年から教育対象の障害として分類されるようになっていくことが紹介された。また日本の障害児は統計的には分離教育を受けている割合が多くなっているが、日本での問題は軽度障害児の扱いにあるため、平成5年度からの軽度障害児の通級学級の制度化により、統合教育の推進が期待されることが話し合われた。しかし10月26日の肢体不自由障害のある山崎恵さんの北海道留萌市立中学校への「特殊学級への編入取り消し訴訟」の請求が退けられた判決をめぐっては、日本の閉鎖性が指摘された。この背景には日本にはアメリカの全障害児教育法のような法律の整備がないこと、就学指導委員会の構成メンバーに保護者が入っておらず、学校の選択権がないこと、大学教育への障害学生の受け入れの課題、設備の問題があることなどが話し合われた。またアンケート実施に際しての用語、学校制度、職名などの詳細の検討を行った。

主な交換文献、資料は以下の通りである。

弘前大学側

- 1) 青森県教育委員会：青森県の教育（平成4年度）、1992（日・英語、パンフレット）
- 2) Ministry of Education, Science and Culture : EDUCATION IN JAPAN 1989-A Graphic Presentation, Gyosei Pub. Japan, 1989.
- 3) Japanese National Commission for UNESCO, The National Institute of Special Education : Final Report of the Seventh (1987) ~the Twelfth (1992) APEID Regional Seminar on Special Education, Yokosuka, Japan.
- 4) Committee for Facilitating Research, Japan Association of Universities of Education : TEACHER TRAINING IN JAPAN, Dai-ichi Hoki Pub., 1986.

UTM 側

- 1) Robbie M. Kendall : THE PRESERVICE TEACHER'S ACTIVITY GUIDE FOR TEACHING LEARNERS WITH DISABILITIES, 1993.
- 2) Daniel P. Hallahan, James M. Kauffman : Exceptional Children, Prentice Hall, 1991.
- 3) State Department of Education, Tennessee : DIRECTORY of Public Schools Approved Non-public Special State Schools and the State Department of Education, State of Tennessee 1990-91, 1991.

6. The Education of the Handicapped in the American Society

Dr. Robbie M. Kendall

Our nation takes pride in the fact that every child is offered a free appropriate education, however, in the past, most handicapped children have been denied this free appropriate education. There are approximately 8 million handicapped children in the United States. One million of the handicapped receive no public supported services and four million of the handicapped are inappropriately served.

On November 29, 1975, President Ford signed into law the Education for All Handicapped Children Act, Public Law 94-142. P.L. 94-142 provides the states with assistance in initiation, expansion, and improvement of programs for the education of the handicapped.

P. L. 94-142 offers new hope for our nation's handicapped children. The handicapped are now offered a free public education with the special education and related services designed to meet each handicapped person's unique need.

Some terms relating to 94-142 are defined as follows :

Handicapped Children : "those children being mentally retarded, hard of hearing, deaf, speech impaired, orthopedically impaired, other health impaired, deaf-blind, multi-handicapped, or as having specific learning disabilities, who because of those impairments need special education and related services."

Special Education : "specially designed instruction, at no cost to the parent, to meet the unique needs of a handicapped child, including classroom instruction, instruction in physical education, home instruction, and instruction in hospitals and institutions."

Related Services : "transportation and such developmental, corrective, and other supportive services as are required to assist a handicapped child to benefit from special education, and includes speech pathology, and audiology, psychological services, physical and occupational therapy, recreation, early identification and assessment of disabilities in children, counseling services, and medical services for diagnostic or evaluation purposes. The term also includes school health services, and social work services in schools, and parent counseling and training."

Federal Funds provided to states for all educational purposes will be discontinued to states not in compliance with this law.

Public Law 94-142 has a fourfold purpose :

- to insure that all handicapped children have available to them a free appropriate public education which includes special education and related services to meet their unique need ;
- to insure that the rights of handicapped children and their parents are protected ;
- to assist states and localities in providing for the education of all handicapped children ; and

- to assist and insure the effectiveness of effort to educate those children.

Following are the five major components of Public Law 94-142:

1. Right to free appropriate public education

This includes special education and related services as well as regular classroom participation when appropriate. It must be provided in conformity with an individualized education program (IEP) and at no cost to parent or guardian.

2. Nondiscriminatory evaluation

Material & procedures used for the purpose of evaluation and placement of handicapped children must be selected and administered so as not to be racially or culturally discriminatory. The evaluation must be made by a group of persons using more than one procedure or type of evaluation.

3. Procedural due process

Due process refers to individuals rights given to all Americans in the U. S. Constitution. This guarantees that handicapped children and their parents must be extended full legal procedures and fairness of treatment in the educational identification, evaluation and placement of their children.

4. Least Restrictive Placement

Schools must develop procedures to assure that, to the maximum extent appropriate, handicapped children are educated with children who are not handicapped. This is determined by the child's needs and individualized education program.

5. Individualized Education Program (IEP)

This term refers to a written educational program which must be developed annually for all handicapped children who are receiving special education services.

概 要 「アメリカ社会と障害児教育」

安 藤 房 治

全障害児教育法（1975年，P. L. 94-142）によって，すべての障害児が一人ひとりの特別なニーズに合った無償で適切な特殊教育と関連サービスを伴った公教育を保障されることとなった。

障害児とは，特殊教育と関連サービスを必要とする子どもたちであり，それには精神遅滞，難聴，聾，言語障害，肢体不自由，病弱，盲一聾，重複障害あるいは学習障害が含まれる。関連サービスとは，交通手段や障害児が特殊教育を受けるのにプラスとなる発達援助的，矯正的サービスのことを指す。

このようなサービスを州が提供する場合に連邦は補助金を出すことになっており，法律の主旨に合致しない場合は補助金は打ち切られる。

全障害児教育法には，無償で適切な公教育への権利の保障，差別のない評価，適正な手続きの保障，最も制約の少ない教育環境の保障，個別教育プログラムの提供が含まれている。

7. Special Education in the United States —Preparing Teachers and the School Systems—

Dr. Robbie M. Kendall

In 1975 Congress passed the Education for All Handicapped Children Act. This law assures that all handicapped children have available to them a free appropriate public education which emphasizes special education and related services to meet their individual and unique needs. (Handicapped students are those students being mentally retarded, hard of hearing, deaf, speech impaired, visually handicapped, seriously emotionally disturbed, orthopedically impaired, other health impaired, deaf-blind, multi-handicapped, or as having specific learning disabilities)

The law also provides for educating handicapped children in the least restrictive environment, commonly known as “mainstreaming”. This term means that handicapped children must be educated as closely as possible to their normal peers.

In addition, the law guarantees that handicapped children and the parents have due process rights such as the right to :

- notification of the intent to evaluate the student in the parents’ native language
- to give consent or revoke consent for an evaluation
- to a fair and multi-team evaluation
- to have an independent evaluation
- to participate in the individualized educational plan
- to review all records
- confidentiality of information

The law also guarantees that all handicapped students between the ages of three and twenty-one must received a comprehensive evaluation every three and a yearly review of the individualized educational plan (IEP) every year.

A. The need for trained educational personnel.

In order to make certain that handicapped students are provided an educational program to meet their specific needs, specific requirements are required for teacher certification and for the school system :

The teacher education program for teachers shall include a minimum of 10 semester hours of instruction for the education children with handicaps.

B. The need for early identification and early intervention.

Kirk and Gallagher (1989) reported that in some cases, physical disabilities can be corrected with early medical treatment. Whereas, in other cases, early intervention can minimize the severity of certain physical disabilities and health conditions or prevent the development of additional disabling or medical conditions. Grove (1976) stated that approximately 250,000 children born each year with significant birth defects are not considered disabled or handicapped by the time they reach school age, thanks to improved medical and surgical treatment or to the results of successful early intervention programs. The early development of adequate skills also gives children a foundation for (1) increasing interactions in their environments, which in turn help them acquire the cognitive, language, and social skills that are necessary for success in school (Kirk & Gallagher, 1989) and, (2) in developing coping and adaptive skills. Note : the Michigan Revised Special Education Rules (1988) mandates special education services for handicapped children birth to age twenty five.

C. The need for related services.

Some handicapped children require related services such as occupational, physical and speech therapists and school nurses. Kirk and Gallagher (1989) reported that these professionals support the efforts of the school in three primary ways :

- 1) Providing direct services to students,
- 2) Developing individualized education programs (IEPs) and specific programs in cooperation with the classroom teacher, and
- 3) Training the classroom teacher to carry out or follow through on specific interventions. In order to effectively plan an individualized educational program for a student, there must be cooperation between the medical, health and school professionals and the parents. Each of these components, medical and educational, are dependent upon the order. Both disciplines must work together if the child is to function and achieve at his/her maximum potential.

D. The need for flexible scheduling.

Teachers must be amenable to change in planning an educational program for handicapped student. The staff must be flexible in order to accommodate the necessary related services, support personnel, and medical treatment procedures. Interruptions in the daily programs by such services as physical therapy, occupational therapy, and speech and language therapy will occur. However, support sessions should be scheduled so to minimize classroom disruptions.

E. The need for program standards and modifications.

Regular education teachers must be trained to modify their classroom and their curriculum to meet the needs of handicapped students. Teachers can learn how to modify their curriculum to meet the needs of the visually handicapped students, hearing handicapped students, mentally retarded students, learning disabled students physical and health handicapped students, emotionally handicapped students and those students with communication problems.

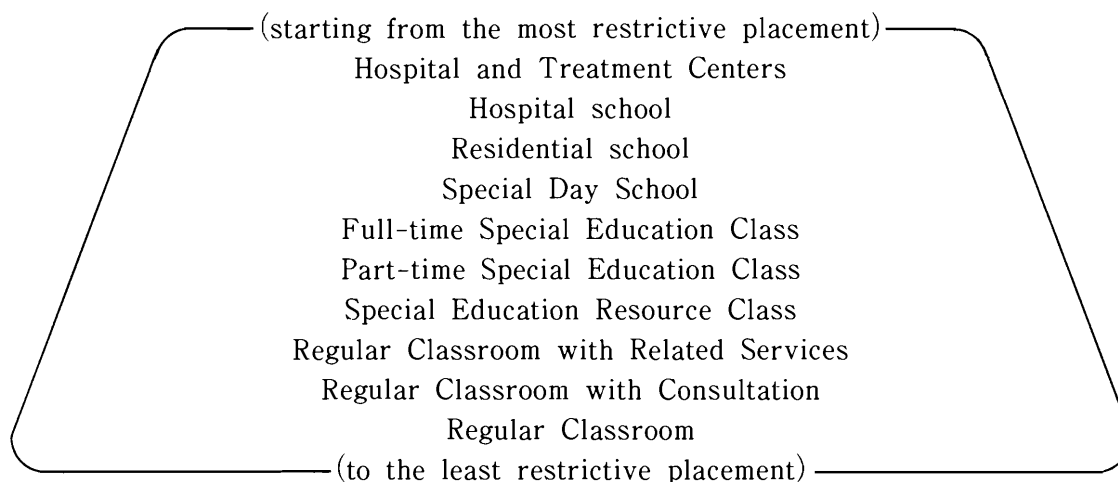
F. The need for a continuum of special education services and settings in the least restrictive environment.

Due to the diversity of impairments, a complete continuum of educational services must be offered, ranging from full-time hospitalization to full-time regular education placement. The Cascade Model designed by Reynolds (1962) of integrating handicapped children into the least restrictive educational program, proposed range of educational placement options for handicapped students.

It must be reemphasized that students with impairments who have no other learning impairments can achieve their greatest potential in the regular classroom. If these children are going to learn to live in integrated environments as adults, they must attend regular schools and classes to the greatest extent possible (Kirk & Gallagher, 1989). This current trend to educate students with handicaps in regular school settings makes it important for teachers to have understanding of how a particular condition may affect a child's learning, development, and social behavior (Hew Orlandsky, 1988).

Cascade Model

Continuum of Educational Services



In regards to the settings for the delivery of services, (unlike other handicapped students) handicapped children usually receive their instruction either at home, school or in the hospital depending on the medical status of the child. A summary of the common three settings are :

- home
The student is unable to attend school due to medical or health problems. The students receives his program in his home with the assistance of a homebound teacher.
- school
The student receives his program at the school site with the assistance (if warranted) of a special education teacher and/or receives related services.
- hospital
The student's physical or health condition is affected to the degree that hospitalization required. The child's educational program is provided at the hospital with the assistance of a homebound teacher, special education teacher, or a hospital staff teacher.

If a student requires bed rest, hospitalization or tutorial assistance, a homebound teacher is usually the person assigned to provide the instructions. The classroom teacher will be asked to assist the homebound teacher in preparing work for the student. This coordination between the two teachers will help the student keep up with his class work.

G. The need for facility modifications.

Physically impaired students are much more able to be integrated into regular education programs than in the past because of the reductions of architectural barriers. Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973 and the Architectural Barrier Act of 1968, P. L. 90-480 require that architectural barriers for the handicapped be eliminated. Schools are to meet the minimum design and construction guidelines set forth by the American National Standards Institute. In addition, institutions built by or receiving federal funds must make all reasonable efforts to eliminate architectural barriers and promote unrestricted accessibility (Hanna & Graff, 1977). As noted previously, many handicapped students are able to function in a regular education program, providing that the setting is barrier-free.

H. The need for medical supervision by the school personnel.

The school personnel needs to know how to care for a child in case of an emergency. The

handicapped population experiences more emergencies than other handicapped children. The staff should have emergency numbers and procedures posted in central location throughout the building (i. e. office, lunchroom, gym, the classrooms of the physical or health impaired student). Most important, the staff should be trained in CPR and in first aid. The staff should know how to assist and monitor students with physical and health impairments. Another important requirement is that the school personnel should know how to assist students with epilepsy. Many students with epilepsy are placed in regular education. Unfortunately, people are still misinformed regarding the treatment, care, and assistance for these students. A high percentage of seizures can be controlled with appropriate medication. Due to the many misconceptions and myths regarding epilepsy, the following suggestions for aiding students are recommended by the Epilepsy Foundation of America (1974).

I. The need for parent support and training.

To enhance the educational performance of handicapped students, parents must be an integral part of the process. Parents must receive training and support in learning how to care for their handicapped child, provide educational stimulation and reinforcement, adhere to medical directions and follow-up appointments and assist the child in becoming a responsible and meaningful member of the family.

The family must be informed and trained to monitor the child's condition and to react appropriately in cases of emergencies. The parents must establish a support network that will assist them with rearing their child, financial support for the medical expenses, and emotional support and guidance. It is not uncommon for parents to experience emotional problems in caring for their physical or health impaired child.

J. The need for information, equipment and trained personnel in technological advances.

A number of technological advances have made it easier for handicapped students to function in school, in the home and in the community. Personal computers (PCs) have greatly changed the ways learners with physical and other health impairments interact with the world. Such advances as computer-assisted touch boards (interacting with the computer through body movements, breathing, eye movements, light and sound.) have greatly enabled students to increase their academic skills, cognitive development and even their social-personal skills. Technology allows children with disabilities to take part in activities that previously were inaccessible to them. Technology serves in many instances as a means for achieving normalization (Brody, 1989).

It has been presented that (1) early intervention can assist handicapped children in developing adaptive skills, developing a positive self-concept, reducing developmental delays, and in assisting parents with acquiring skills that are vital in supporting and caring for the child, (2) handicapped students may require curriculum modifications, adaptive equipment, specialized programs, and modification in the physical environment, (3) independent ambulation must be given priority if the students are to be allowed an equal opportunity to grow socially, educationally, and emotionally, (4) as the physical conditions of a student changes, so must the school program, schedules, materials and requirements, (5) teachers of handicapped students are expected, as the need arises, to make modifications to meet the needs of the students and, (6) communication is vital between the school and the parents so that both the child's learning is optimized.

概 要 「アメリカにおける障害児教育—学校と教師の役割—」

加 来 和 子

アメリカで1975年に可決された全障害児教育法は、すべての障害児に無償で適切な教育を保障し、子どもたち一人ひとりの特別なニーズに合った特殊教育及び関連する支援を行うことに重点をおいている。またこの法律は、通常「メインストリーミング」として知られている制約の少ない環境の下での障害児の教育を規定しているが、この用語は、障害児ができる限り健常児たちに近い所で教育されなければならないという意味である。この法律は、障害児とその両親に、母語による公平な評価、個人毎の教育計画への参加、秘密保持、等の権利を保障し、3才から21才までのすべての障害児・生徒が三年ごとに総合的評価を受け、毎年個別教育計画（IEP）が見直されなければならないことを保障している。

- A. 訓練を受けた教育職員の必要性—現職教員の研修プログラムには、最低限、障害児教育科目を1年間履修することが含まれているべきである。
- B. 早期発見・早期対応の必要性—身体障害が早期の医学的治療によって改善でき、障害や病弱の程度を軽減でき、二次的障害や医学的症状の拡大を防げる事が報告されている。
- C. 関連する支援の必要性—ある障害児には、作業療法士、理学療法士、言語療法士およびスクールナースによる関連する支援が必要である。
- D. 柔軟なスケジュールの必要性—日常の授業は、障害児が理学療法、作業療法および言語療法のような必要な関連する支援を受けられるように柔軟に計画されるべきである。
- E. 標準的、及び修正した指導計画の必要性—通常学級の教師は、障害を持つ生徒に適合するように教室の改造とカリキュラムを改善できるように養成されなければならない。
- F. 特殊教育の実施と最少の制約環境にある場とを連続的にしていくことの必要性—障害の多様性に応じて、完全に連続した教育サービスが提供されなければならない。
- G. 施設・設備改善の必要性—1973年のリハビリテーション法第504項及び1968年建築物障害法・公法90—480は建築上の障壁の除去を規定し、肢体不自由の生徒の統合を可能にした。
- H. 学校職員による医学的管理の必要性—職員は、心肺蘇生法や救急法の訓練を受け、緊急場面に対処し、普通校にいるてんかんの生徒の援助の仕方を知っていることが大切である。
- I. 両親への援助と指導—障害児の両親は、訓練を受けて、その子どもの健康管理の仕方を学び、教育的刺激を与えて向上させ、援助する大事な役割を果さなければならない。
- J. 科学技術の進歩における情報、設備、技術者の必要性—パーソナルコンピューター等の科学技術の進歩により、障害児がこれまで不可能だった活動に参加できるようになった。

結論は以下のとおりである。(1)早期療育によって、障害児が適応技能、肯定的自己概念を発達させ、発達の遅れを軽減することができ、両親が子どもを支援し、世話するのに欠かせない技術を身につけることを可能にした、(2)障害を持つ生徒にはカリキュラムの修正、適切な設備、特有のプログラム、物理的な環境の改善が必要である、(3)もし生徒たちに、社会的に、教育的に、また情緒的に成長するための等しい機会が認められているなら、自由に移動できることが優先されなければならない、(4)生徒の身体症状の変化に応じて、学校の教育活動、スケジュール、教材や設備の変更をしなければならない、(5)障害を持つ生徒の教師は、生徒たちのニーズに合わせて臨機応変に対応することが求められる、(6)子どもの学習がうまくいくためには、学校と両親とのコミュニケーションが不可欠である。

8. 障害児教育の対象に関する日米の相違

安藤 房治

(1) 障害児教育対象の相違

1975年、アメリカでは全障害児教育法（P. L. 94-142, Education for All Handicapped Children Act）が連邦議会を通過した。同法の第一の目標は、障害の程度、種類を問わず、すべての障害児に無償で適切な公教育を保障することであった。

一方日本では、第二次世界大戦後の憲法、教育基本法にもとづいてすべての子どもは「教育を受ける機会」が保障され、9年間の普通教育が保障されることになった（教育基本法）。しかし、戦後の新教育制度発足後もすぐには障害児は教育対象とはされなかった。1948年から盲学校および聾学校の就学義務および設置義務が施行され、学年進行に伴う義務制の実施であったため、完成までに9年間経過した。さらに遅れて、養護学校の就学義務および設置義務は1979年度より実施された。したがって、わが国においてすべての障害児が教育対象とされるようになったのは1979年からである。

日米両国とも、すべての障害児に教育を保障することになっているという点では相違はない。しかし、これらの障害児が、障害児教育の対象となっているかどうかということでは大きな相違がある。アメリカでは、障害児教育人口は、4,587,370人であり、これは同年齢の総人口の6.7%にあたる（茂木, 1994）。日本では、特殊学級在籍児童71,895名、盲・聾・養護学校在籍幼児、児童、生徒数は93,497名、総計170,659名である。この内、義務教育段階の総数は123,656名であり（文部省, 1993）、義務教育段階の児童・生徒総数（13,984,066）の0.88%である。日本の障害児教育対象は、絶対数においても、また同年齢の児童・生徒数に占める割合においても、アメリカに比較して極めて少ない。

アメリカが日本に比較して障害児教育対象が多い背景には、アメリカには日本では未整備の通常学級やリソース・ルーム方式による障害児教育が実施されているからである。わが国においては、通常学級に在籍している場合、たとえ在籍児が障害を持っていても障害児とは見なされない（ただし、1993年度からの通級制実施により、障害児が通常学級に在籍する場合も障害児と認められるケースも見られるようになった）。リソース・ルーム方式とは、障害児が主として通常学級で学習し、障害によるニーズに併せて、言語訓練や生活指導など、一日の中で一定時間障害児教育専門の教師による指導を受ける方式である。表1に示されるように、アメリカでは全障害の平均で68.9%が通常学級もしくはリソース・ルームでの指導を受けている（茂木, 1994）。

表1 6つの特殊教育プログラムと年齢群別利用率：1987-88年度

	3～5	6～11	12～17	18～21(歳)
通常学級	40.1%	39.7%	18.0%	12.9%
リソース・ルーム	14.1	35.7	45.8	35.2
特殊学級	28.5	20.6	28.6	32.7
特殊学校	14.8	3.4	5.5	14.7
寄宿制学級	0.5	0.4	1.1	2.9
家庭/病院	2.0	0.3	1.1	1.6

出典) 連邦議会への第12回年次報告 (1990) (茂木, 1994)

表2 6つの特殊教育プログラムと障害別利用率 (6～21歳) : 1987-88年度

	通常学級	リソース・ルーム	特殊学級	特殊学校	寄宿制学校	家庭/病院
学習障害	17.6%	59.2%	21.7%	1.4%	0.1%	0.1%
言語障害	74.8	19.7	3.8	1.5	0.1	0.1
精神遅滞	5.7	24.0	57.6	11.4	1.0	0.3
情緒障害	12.6	32.9	34.6	14.3	3.5	2.2
難聴・聾	24.4	20.9	35.2	10.8	8.6	0.2
重複障害	6.4	13.3	45.9	27.2	4.0	3.1
肢体不自由	27.8	18.0	31.8	13.2	1.0	8.3
病弱	30.6	20.8	18.7	9.5	0.8	19.6
視覚障害	37.7	25.6	20.8	5.4	10.0	0.6
盲聾重複	8.9	7.2	35.1	21.0	24.2	3.7
全障害	28.9	40.0	24.7	4.9	0.8	0.7

出典) 連邦議会への第12回年次報告 (1990) (茂木, 1994)

(2) アメリカにおける障害児教育対象の拡大

わが国と比較して、アメリカにおいて障害児教育対象となっている障害の種類はどうであろう。わが国の障害児教育対象は、盲学校、聾学校および養護学校の対象として、「盲者」「聾者」そして「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）」（学校教育法第71条）があげられ、特殊学級対象として「精神薄弱者」「肢体不自由者」「身体虚弱者」「弱視者」「難聴者」「その他」があげられている。これに加えて、文部省は、1993年度から、「小学校等の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童生徒」に対して「特別な教育課程」を与えることができるとした（文部省初等中等教育局長通達、1993年1月28日）が、この「軽度の障害」として「言語障害者」「情緒障害者」「弱視者」「難聴者」「その他」をあげている（同通達）。

アメリカの全障害児教育法は、視覚障害、聾、難聴、言語障害、肢体不自由および整形外科的障害、情緒障害、精神遅滞、学習障害、重複障害を障害児教育の対象とした。アメリカとわが国の大きな相違は、障害児教育対象として「学習障害」が含まれていることである。学習障害とは、知的な障害はないが、話し言葉や文字を理解、使用する基本的心理過程に障害を持つ子どもであり、全障害児教育法において初めて公式に認められた。その後学習障害児に分類される子どもは増え続け、軽度障害児の中で最も多数を占めている。

学習障害児に関して、わが国では研究領域では十数年前から取り上げられているが、教育行政においてはまだ障害児教育対象とはされていない。

アメリカにおいては、最近新たに障害児教育対象を拡大してきている。1990年に障害者教育法が修正され、障害児教育の対象として、「自閉症」と「外傷性脳損傷」が認められた（中野，1994）。同法の修正の際に、「注意欠陥障害（attention deficit disorder：ADD）」を障害として認めるかどうかについて議論があったが、概念の明確化、アセスメントや指導の試行を具体化することとなった。また、「重度情緒障害」に関しても、議論はされているが確定的な定義はなされていない（中野，1994）。

以上のことから、アメリカにおいてはわが国と比較して障害児教育の対象は数的にも多く、また、その対象も拡大されつつあると言える。

（参考文献）

- 中野善達：米国教育省による「自閉症」「外傷性脳損傷」の定義及び、「注意欠陥障害」「重度情緒障害」への対応，特殊教育学研究，第31巻，第4号，1994.
- 茂木俊彦：アメリカにおける軽度障害児教育，東京都立大学人文学報，250号，1994.
- 文部省初等中等教育局特殊教育課：特殊教育資料（平成4年度），1993.

9. 統合教育に関する意識と自己効力

—「日本（弘前大学教育学部）教員に対する質問紙調査」への覚え書き—

豊嶋秋彦, ロビー M. ケンドール, ドナルド F. デモーリン

本プロジェクトの日本側テーマの一つ「健常児・教師のもつ障害児観と人間観」に一部重なる課題がUTM側で構想されていた。弘前大学（教育学部及び附属校園）とテネシー州北西部の諸学校（UTMを含む）の通常教育の教師について、「障害児—統合教育に関する態度、知識、スキル、自己効力等の内的諸要因」を比較する課題である¹⁾。このうち“自己効力”とは、社会的行動の変容の主要因としてバンデュラが提唱した概念であって、“自分にはこれだけのことができるだろうとの期待、自分の望む成果を達成する能力”であり、“遂行行動の強さを決め、自分自身や自分の義務への積極的態を生む機能をもつ要因”と言えよう²⁾³⁾。

KendallとDeMoulinは、こうした障害児教育や内的諸要因の研究を個々に遂行してきた。特にDeMoulin²⁾は、自己効力の規定要素の一つである“自信”が、当該状況への知識とスキルから決まるとするモデルを提出し、教師を含む組織成員における発達や遂行の向上を促す新パラダイムを検討している。両名はそれらの研究を踏まえて今回、上記課題のための質問紙を共同で作成し、UTM教授会メンバーに対する集会的調査を実施した上で、弘前大学教官データとの比較研究を計画した。そこで日本側でも「健常児・教師のもつ障害児観と人間観」の下位テーマの一つにそれを組み込んで日本版に翻訳し、11月の学部教授会等で協力を依頼して各教官へ配布、12月上旬に回収した（回収数は表1）。回収票は分析のためにUTMに送られた。

原質問紙は、様々な意見への賛否を問う形式で障害児教育への態度を調べる第1部、障害児教育の知識とスキルの自己評価を問う第2部、自己効力を測定する第3部（DeMoulinの自己効力尺度）から成るが、統合教育が未発達な我が国の、しかも障害生徒の受け入れ—支援体験に乏しかった教官にとっては意味の通り難い設問が多いため、日本版では原意を損なわぬ程度に表現を変え、さらにまた用語解説も加えた。

弘前大学での調査の実施—回収過程では、次の三点が克服すべき問題として浮上した。第一は日常語としての“障害”のイメージを巡る文化差の問題である。原質問紙では、知的な障害も身体—生理的障害も包括した障害児一般に関する設問が多かったが、知育偏重の風潮の下、知的な障害とその他の障害を分離して捉える文化を持つであろうわが国では、そうした設問が未分化に見え、答え難くなることである。知的な障害とその他の障害とについて二重に設問すべきだったかも知れない。問題の第二は、“障害児体験”の乏しい対象者の場合、特に第2部で、全ての設問にNOと答える等の画一的反応が目だったことである。日本の状況に合わせて、回答の選択肢をより細かく設定する必要性が示された。第三は、自己効力を問う第3部で全問無答者が散見されたことである。これについて該当者数名にインタビューする機会を得たが、性格を調べられることへの警戒や防衛によると解された。

表1. 回収数と回収率

校種／職種	回収率(% ^{a)})
管理職	5(71.4)
学部教官 ^{b)}	75(86.2)
附属中 ^{c)}	23(82.1)
附属小 ^{c)}	20(74.1)
附属幼 ^{b)}	5(100.0)
附属養学 ^{c)}	23(95.8)
養護教諭	3(100.0)
計	154(85.1)

注 a) 長期の出張・休暇者等を除いた在籍者に対する%

b) 管理職を除く

c) 管職職と養護教諭を除く

我々の配慮不足でもあるが、わが国で教師自身の内的諸要因を精査する調査が強い抵抗に会う一般状況のサンプルとも言え、これへの対策は困難かも知れない。

なおこの調査の詳細な分析結果はUTM側から別報されるが、上述した問題のために、弘前大学データの考察が、アメリカ側と比べてふくらみを欠く可能性を残すことを指摘しておく。

- 文献** 1) DeMoulin, D. F. & Kendall, R.M. 1993. Education of students with disabilities : A joint research study between the United States and Japan, EDUCATION 114(2), 206-208.
2) DeMoulin, D. F. 1993, Re-conceptualizing the self-efficacy : Analysis of an eight year study, EDUCATION 114(2), 164-199.
3) 春木 豊 1981, 社会的学習, 下中邦彦編 新版心理学事典 平凡社, 346-347.

10. 平成6年度（2年目）の研究への展望

豊 嶋 秋 彦

平成6年度は、加来・安藤・豊嶋の三名がUTMと周辺の学校・施設を訪問して、参与観察や面接および資料収集等の方法によって、主に次の課題の達成が目指される。①統合教育下で学校保健—安全に関わっている教師の役割システムと、保健面の教師養成カリキュラムの実状を調査すること（担当 加来）。②早期療育と統合教育の実状および制度の調査を行うこと（担当 安藤）。③統合教育および通常教育下の健常児と教師が持つ障害児観を捉える質問紙を確定するために、アメリカの実態調査を行うこと（担当 豊嶋）。④統合教育下の体育授業における安全確保を実践的目的として、障害児の体育科学的な測定あるいは調査を行うこと。⑤Kendallの作成した質問紙によって大学生の意識を調査すること（担当 加来）。

これらUTM訪問の主課題遂行のために、前もって次の作業が行われる。①では調査票の作成、②では、初年度の成果として入手できた文献によって、アメリカの制度研究を進めることであり、④では、弘前大学附属養護学校を中心にした予備的測定・調査が松下により行われる。③および⑤では、“障害児体験”の多少による意識差の把握を標的とした質問紙調査を組むが、その一環として、Kendallの講演（本報告書第6章参照）の受講学生約140名と、彼等に近い属性を持つ同数程度の非受講学生とに対する質問紙調査によって、“障害児体験”の乏しい層の意識に対して講演受講という間接的—知的体験が及ぼす効果の抽出も試みられよう。

さらに、UTM訪問後、あるいは訪問と併行して、健常児の体育科学的測定・調査、「健常児・教師のもつ障害児観と人間観」の調査票の完成と日米双方での調査、および、Kendall・豊嶋・安藤による、障害児の親に対する意識調査なども展開されることとなる。

しかし実は、このプロジェクトの主題である『障害児の早期療育制度と統合教育の日米比較』の本質的探求と実践的応用に資するには、上述の如く展開・分析されていく個々の課題の羅列を越えて、獲られた知見群を体系的に包摂統合しうる基本的な理論枠を、我々日本側チーム自身が構築していく作業も必須であろう。そのことを付記して本報告書全体の結びとしたい。

初年度（平成5年度）報告書
The First Annual Report, 1993

平成6年3月31日発行

発行 国際学術研究－大学間協力研究
「障害児の早期療育制度と統合教育に
関する日米の比較研究」グループ
代表 加 来 和 子

弘前大学教育学部
〒036 青森県弘前市文京町1
TEL 0172-36-2111, 内線3131

印刷 弘前相互印刷株式会社
弘前市神田3丁目1-2
TEL 0172-32-0466(代)

THE EDUCATION OF HANDICAPPED CHILDREN IN JAPAN AND THE USA

— Early Intervention and Integrated Education of Disabled Children —

—The First Annual Report, 1993—

Contents

1. The Organization of the Research Team and the Choice of the Theme	KAKU Kazuko	2
2. Purpose, Plan and Activities	KAKU Kazuko	3
3. The Hirosaki University Researchers' Visit to the University of Tennessee at Martin (UTM)	MATSUSHITA Kiyoko	5
4. The Present Condition of Mainstreaming in the States of Tennessee	MATSUSHITA Kiyoko	11
Photographs		17
5. Observations of the Present Condition of Education for the Handicapped in Japan by the U T M Researchers	KAKU Kazuko	27
6. The Education of the Handicapped in American Society — A Lecture	Robbie M. KENDALL	29
Summary of Lecture	ANDO Fusaji	30
7. Special Education in the United States : Preparing Teachers and the School Systems — A Lecture	Robbie M. KENDALL	31
Summary of Lecture	KAKU Kazuko	35
8. Differences between Japan and the USA in Terminology used in Special Education	ANDO Fusaji	36
9. Teachers' Attitudes towards Mainstreaming and Their Sense of Self-Efficacy — A Note on Problems of a Questionnaire administered to Hirosaki University Teachers and Attached Schools' Teachers TOYOSHIMA Akihiko, Robbie M. KENDALL, Donald F. DeMOULIN		39
10. Prospects for the Second year (1994) Research	TOYOSHIMA Akihiko	40